

2020年
4月3日号

ドイツ:コロナウィルス感染症の流行に対応した行政措置および立法措置

執筆者:石川 智也、ドミニク・クルーゼ

※本ニュースレターは2020年4月2日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

コロナウィルス感染症の流行を受けて、ドイツ連邦政府と州政府は、ドイツで被害を受けている事業を支援するための各種の行政措置・立法措置を実施しています。本ニュースレターにおいては、ドイツで事業を行っている日本企業に関連することが見込まれる主要な措置の概要を紹介いたします。ドイツにおけるコロナウィルス感染症への対応に関してご不明な点等がございましたら、いつでもご遠慮なく当職らまでお尋ねください。

概要

ドイツ連邦政府は、現在、コロナウィルス感染症の流行により被害を受けている企業に対して、以下の4領域に焦点を当てて支援措置を講じています。

1. 融資、資本増強及び保証を通じた金融支援
2. 税の軽減
3. 債務超過の申告義務の緩和
4. 短時間勤務の実現

また、連邦政府の支援措置に加えて、ドイツの多くの州は、企業に対する独自の支援プログラムを制定しています。これらのプログラムのスコープと規模は州により大きく異なりますが、通常、個人や小規模企業を対象としています。

1. 企業のための金融支援

a) 融資

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ドイツ連邦政府は、国営のドイツ復興金融公庫 (*Kreditanstalt für Wiederaufbau*(以下「KfW」といいます))が提供している既存のプログラムを 1,000 億ユーロ拡大しました。企業は、KfW に直接支援を申し込むのではなく、通常の商業銀行を通じて申込みを行う必要があります。商業銀行は、KfW によって支援される商業銀行による融資の申請について企業に助言し、支援します。上記プログラムの資格要件を満たす企業は、2020 年 3 月 23 日以降、上記(拡大された)プログラムを申請することができます。KfW は、2020 年 4 月 14 日以降、企業が融資を引き出すことができるようにすべきであると発表しています。最も関連する KfW のプログラムの概要と申込みに必要な要件は、次のリンク先 (<https://www.kfw.de/KfW-Group/Newsroom/Latest-News/KfW-Corona-Hilfe-Unternehmen.html>)に記載されています。

b) 資本増強

ドイツ連邦政府は、KfW のプログラムを補完するため、要件を満たす企業の資本を増強し、その支払能力を確保するための措置として、1,000 億ユーロの追加的措置を提供しています。この目的のために、新しく設立された経済安定化ファンド (*Wirtschaftsstabilisierungsfonds*(以下「WSF」といいます))は、時限措置として株の引受けによって企業に投資を行うことができます。対象者は、「大規模かつ組織的に重要な会社」で、249 名超の従業員、総資産が 4300 万ユーロ超、年間売上が 5000 万ユーロ超の何れかの要件を満たす企業です。小規模な企業も、エネルギー、輸送、ヘルスケアなどの重要分野に関連する場合には対象となります。WSF から資本増強措置の支援を受ける場合には、取締役の報酬、配当の支払い又は増強された資本の使途に関して特定の条件が課されることがあります。

c) 保証

WSF は、融資や資本増強に加えて、企業の債務に担保を提供し、それにより企業の金融市場における借換えを支援するために、4,000 億ユーロの保証を提供することができます。WSF の保証期間の上限は 60 ヶ月です。保証プログラムの正確な内容に関するより詳細な規定は、現在起草されている二次的な規則に規定される予定です。この保証プログラムの正確な内容については、決定次第、別のニューズレターにおいてアップデートを提供する予定です。

2. 租税の軽減

さらに会社を救済するため、ドイツ連邦政府は、各種租税措置の実施を発表しています。計画されている中には、消費税、法人税及び営業税に関する前払いの削減があり、何れも納税者がその状況やコロナウィルス感染症の影響を提示することが必要です。さらに、会社は、既に納付期限が到来している、又は 2020 年 12 月 31 日までに納付期限が到来する税金の繰延べを申請できます。税務当局は、申請者がコロナウィルス感染症により被った損失の金額又は価値の詳細を証明できないことを理由として、これらの申請を拒否することはできません。

3. 破産申立義務の緩和

ドイツ連邦政府は、破産法並びに関連する民法及び会社法の規定を修正しています。重要なのは、2020 年 9 月 30 日まで倒産申立義務が包括的に停止されることです。但し、支払不能がコロナウィルス感染症の拡大によってもたらされたものではない場合、又は既存の資金繰りの支払不能 (*Zahlungsunfähigkeit*)については是正の見込みがない場合には、上記倒産申立義務の停止は適用されません。破産法の改正には、多くの追加的措置が付随していますが、それらは、経営陣が通常業務を継続できるようにすること、危機下における新たな資金調達の実現に付随する法的リスクを排除すること、及び契約相手方による取戻しリスクを軽減することを目的とするものです。

4. 短時間勤務の実現

ドイツ連邦政府は、2020 年 3 月 1 日にさかのぼって、コロナウィルス感染症危機に対応して企業が短時間勤務補償制度を採用するための暫定的な簡易手続を導入しました。「短時間勤務」とは、減給を伴う一時的な労働時間の短縮を意味し、雇用は維持し

ながらも人件費を削減することによって、企業の経済的負担を一時的に軽減することを目的とするものです。従業員の給与面での損失は、(部分的に)ドイツ連邦雇用庁 (*Bundestanstalt für Arbeit*) からの短時間労働補償によって填補されます。

見通し

ドイツ連邦政府及び州政府が現在導入している措置は、そのほとんどが 2008/2009 年の金融危機以降に用いられた措置の焼き直しです。しかし、現行の政府の措置は、金融セクターへの支援に重点を置くのではなく、ドイツ連邦政府が「実体経済」と呼んでいる企業を支援することを目的としており、これにより、銀行や資本市場に更なる流出が及ぶことの回避を期待しています。ドイツ連邦経済エネルギー省は、事態が悪化した場合、現行の KfW 融資プログラムを延長するなどして金融支援策を拡大し、さらに柔軟性を確保する可能性があるとして発表しています。また、追加的な租税軽減措置が認められる可能性もあります。

以上



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPRを初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



ドミニク・クルーゼ

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

d.kruse@jurists.co.jp

コーポレートおよびM&A 案件を取り扱う。幅広い業種の取引を手掛け、特にクロスボーダー取引に強みを持つ。2008年Georgetown University卒業(LL.M.)。2010年University of Bonn卒業(Ph.D.)。2011年ドイツ連邦共和国弁護士登録。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPR を含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。